すみりんニュース　No.86

編集・発行：公益財団法人 住吉隣保事業推進協会
編集発行人：理事長 友永健三　　＊『すみりんニュース』は、2カ月に一度発行しています。

公益財団法人　住吉隣保事業推進協会　　〒558-0054　大阪市住吉区帝塚山東5-6-15
TEL（06）6674-3732　FAX（06）6674-3700　http://www.sumiyoshi.or.jp/

（この号の内容）

■「オガリ像」の金城さん宅作品展示場（沖縄県読谷村）での設置案決まる!!
友永健三（公益財団法人 住吉隣保事業推進協会 理事長）……1–2
■連載Vol.10 けんぞうの視点 戦後の輪の広がり②～労働組合、民間企業の取り組み
友永健三（公益財団法人 住吉隣保事業推進協会 理事長）……2–6
■住吉隣保事業推進協会のうごき……7–7

旧市民交流センターすみよし北に設置されていた「オガリ像」は、現在、沖縄県読谷村にある金城実さん宅横の敷地に保管されています。そのオガリ像の設置（案）が決まりましたので今号で報告します（事務局）。

「オガリ像」の金城さん宅作品展示場（沖縄県読谷村）での設置案が決まる!!

去る、9月20日（火）午後1時から、すみよし隣保館寿において沖縄県読谷村に5分割しておかれている「オガリ像」の設置について、制作者の金城実さんを囲んだ話し合いが行われました。

参加者は、金城さん、服部良一（金城実後援会・事務局長）さん、地元・住吉からは友永健吾・支部長、森本範人・書記長、友永健三・財団理事長、木本久枝さん、矢野直雄さんでした。

周知のように「オガリ像」は、1977年2月、新しく完成した住吉解放会館（当時）の正面壁面に設置された母子像で、高さ12m、幅7mもある巨大な像。部落の完全解放を叫ぶ象徴的なモニュメントとして、長年にわたって多くの人びとに勇気を与え続けてきました。

しかしながら、橋下市長のもと、2016年3月末で、市民交流センターすみよし北が閉鎖され、さらには耐震との関係で、2018年5月に「すみよし北」が解体されるこ

とになりました。このため、「オガリ像」をどうするかという問題が生じましたが、住吉支部をはじめとした地元の諸団体、さらには制作者であった金城さん、協力者の服部さんなどと協議した結果、「オガリ像」を制作者がおられる沖縄県読谷村の金城さん宅に移送することとなりました。このためには、輸送費等かなりの経費が必要なため、各方面に寄付をお願いし、5月22日、「オガリ像」を無事、金城さん宅に移送することができました。

その後、5分割して金城さん宅におかれている「オガリ像」を沖縄の地で設置するために、金城さんをはじめとする関係者の間で、いくつかの設置場所の候補地について様々な努力が重ねられてきました。なかでも、前の戦争で多くの民間人の犠牲者を出した「チビチリ・ガマ」での設置が有力な設置場所として、地権者などへの打診が重ねられましたが、了解を得るに至りませんでした。

このため、9月20日の話し合いでは、「オガリ像」を金城さん宅に接して既に存在している金城さんの作品展示場（青空展示場）の一角に設置することになりました。その時期としては、来年・2023年が金城さんの彫像制作活動開始50年に当たるため、来年の夏ごろまでを目途とすることになりました。

「オガリ像」を金城さん宅の作品展示場に設置するにあたっては、台風の襲来にも耐えうる工事が必要ですし、平和と人権をテーマに沖縄を訪れる修学旅行生などの見学コースにも位置付けられるように展示場を整備することも必要で、来年の早い時期までに金城さん、服部さんを中心に原案を煮詰めることとなりました。

なお、かねてより地元・住吉から金城さんにお願いしていた「ミニ・オガリ像」については、近く、すみよし隣保館寿に送られてくることとなりました。このため、住吉支部を中心に設置場所、設置時期などについても早急に煮詰めていくことにしています。

「オガリ像」の金城さん宅の作品展示場での設置、「ミニ・オガリ像」のすみよし隣保館寿での設置に当たっては、まとまった資金が必要ですが、具体的な計画が固まった時点で、皆さんにご支援をお願いすることになりますが、その節はご協力をお願いいたします。

友永健三（公益財団法人　住吉隣保事業推進協会　理事長）

（金城実さん宅の横に置かれているミニ・オガリ像）

連載 Vol.10

けんぞうの視点

戦後の輪の広がり②～労働組合、民間企業の取り組み

友永健三（公益財団法人 住吉隣保事業推進協会 理事長）

前号では、戦後の輪の広がりの①として、自治体と教育の分野での広がりを紹介しました。今号では、労働組合と民間企業での輪の広がりを紹介します。

《労働組合との連帯～部落解放中央共闘会議》

全国水平社の時代に労働組合と連帯した闘いがあったことを『すみりんニュース』No.83号（2022年5月発行）で紹介しましたが、戦後においても労働組合と連帯した闘いが展開され、部落解放同盟と労働組合との共闘組織として部落解放共闘会議が結成されたことを紹介します。

◈三井三池闘争での連帯

例えば、1959年8月～1960年11月にかけて、282日間もの長期ストで闘われた三井三池闘争に部落解放運動は積極的に参加しています。この闘いは、日本のエネルギー源を石炭から原油へと転換することに伴い、三井鉱山側が三池労働組合（三池労組）の活動家の大量首切り（1,278人）を通告したことに抗議して、日本炭鉱組合（炭労）と総評の支援の下に闘われた闘争で、〈総資本対総労働の闘い〉として、戦後日本の歴史に刻まれています。

部落解放同盟は、当初、同鉱労働者の約3分の1が部落出身者であること、三池労組に襲いかかった暴力団にも部落出身者が含まれていることから

事態を重視し、三池労組の支援を決定、1960年3月27日以来連日200人近いオルグ団を送りました。

また、会社側のテコ入れによって3月17日に三井三池新労働組合（第2組合）が結成されましたが、4月7日、第2組合は、三池労組を〈特殊部落〉と名指した〈差別ビラ〉を大量に配布し、社会意識としての差別観念を利用して三池労組の孤立化をねらうという差別事件を引き起こしました。

これに対して、部落解放同盟は悪質な差別事件としてただちに糾弾闘争にたちあがり、5月9日、全国から2,500人の同盟員を三池に集結、三川鉱ホッパー前で三池労組とともに〈三井第2組合差別糾弾総決起大会〉（8,000人参加）を開催。糾弾闘争のなかで第2組合の組合長に辞任を約束させましたが、その辞任は争議解決後まで引きのばされたばかりか、〈菊川組合長辞意表明の真相〉という新たな差別ビラが配布されるに至り、解放同盟拡大中央委員会は抗議を決定、9月8日、三役辞任と謝

罪を勝ちとりました。この間、解放同盟は3月27日から7月29日までにのべ 7,754人のオルグを三池に送りました。

◈同対審府民共闘の結成と取り組み

1965年8月11日、「同和問題の早急な解決の責務は国にあり同時に国民的課題である」ことを明確に指摘した内閣同和対策審議会が、時の佐藤内閣に提出されました。この答申の提出を受けて、全国的に答申の完全実施を求めた運動が繰り広げられました。

大阪では、1966年7月26日に、同和対策審議会答申完全実施実現大阪府民共闘会議（同対審府民共闘）が、部落解放同盟大阪府連のほか、総評大阪地方評議会、/大阪教職員組合、自治労大阪府本部が中心となって結成され、活発な活動が展開されました。その後の運動の盛り上がりの中で、1969年6月に同和対策事業特別措置法が制定されたことをうけて、同年8月11日には、同対審府民共闘会議主催で扇町プール（大阪市北区）において、「特別措置法」具体化・部落解放要求大阪府民集会が開催されました。この集会には、約3万人が参加し「同対審」答申完全実施・「特別措置法」具体化要求に関する決議が採択されました。また、この集会には、沖縄県から喜屋武祖国復帰協会長が参加、100万県民を代表して沖縄と部落の連帯と解放を訴えて満場の拍手を受けました。

◈大阪郵便連合研の闘い

大阪では部落出身労働者を中心に、職場で生起した差別事件と闘う中で、多くの部落解放研究会が結成されていきました。その一環として、1973年3月22日には、大阪郵便局連合部落解放研究会（連合研）が結成されました。連合研は、郵便局内で生起している差別事件に対して部落解放同盟大阪府連と連携する中で果敢に闘いました。また、ポストや特定局が部落には基準通り設置されていない差別性を指摘し、改善させる取り組みなども展開しました。さらに 1974年には、中途採用者に対する初任給を決定する際に、前歴によって差別があることを指摘、全逓信労働組合（全逓）や全日本郵政労働組合（全郵政）、部落解放同盟と連携し郵政省と交渉、1974年、1981年、1987年の 3次にわたる改正を実現しました。この是正により、郵政省はのべ20万2,000人に、50億円（1987年時点）を支払いました。

◈部落解放中央共闘会議の結成

以上に紹介してきたような部落解放同盟と労働組合との共闘の積み重ねの上に 1975年12月15日、部落解放同盟と労働組合との共闘組織として部落解放中央共闘会議（中央共闘）が結成されました。中央共闘の合言葉は＜部落の解放なくして労働者の解放なし、労働者の解放なくして部落の解放なし＞で、結成当時は総評とその傘下の 20 の産業別労働組合が参加しました。

中央共闘の中心を担っていた総評が 1989年11月に解散した後は、加盟単産と解放同盟で共闘組織を継続運営してきましたが、1999年2月に、

日本労働組合総連合会（連合）の組織参加が実現しています。中央共闘が現在取り組んでいる課題は、①部落解放・人権政策確立運動、「人権侵害救済法」の制定、②「世界人権宣言」具体化のとりくみ、③就職差別と職場のあらゆる差別撤廃のとりくみ、④「人権教育・啓発推進法」の活用など、人権教育・啓発活動、⑤狭山事件の再審要求、⑥学習・教宣活動、組織強化です。

中央共闘には、2022年9月現在、連合と日教組、自治労、情報労連、ＪＰ労組など 22団体が加盟（オブザーバー加盟含む）しています（構成団体一覧参照）。

なお、部落解放中央共闘会議と同趣旨で、大阪を含む 30 の各府県で共闘会議が組織されていますが、1977年10月には、部落解放中央共闘会議と 27府県（当時）の共闘とで部落解放地方共闘全国連絡会議が結成され、年1回の全国交流会、各地の活動紹介、学習活動、中央共闘との連携による諸活動が取り組まれています。

【構成団体】　〈2022年9月現在〉

日本労働組合総連合会（連合）、全日本自治団体労働組合（自治労）、日本教職員組合（日教組）、情報産業労働組合連合会（情報労連）、日本郵政グループ労働組合（ＪＰ労組）、日本私鉄労働組合総連合会（私鉄総連）、ものづくり産業労働組合（JAM※）、日本化学エネルギー産業労働組合連合会（JEC連合）、日本食品関連産業労働組合総連合会（フード連合）、全国自動車交通労働組合連合会（全自交労連）、サービス・ツーリズム産業労働組合連合会（サービス連合）、国鉄労働組合（国労）、全日本水道労働組合（全水道）、全農林労働組合（全農林）、政府関係法人労働組合連合（政労連）、全国農林漁業団体職員労働組合連合（全国農団労）、全日本港湾労働組合（全港湾）、全日本森林林業木材関連産業労働組合連合会（森林労連）、日本放送労働組合（日放労）、全印刷局労働組合（全印刷）、全日本建設運輸連帯労働組合（全日建）、部落解放同盟

※産別統合による広がりに向けての特例として当面オブザーバー加盟

《民間企業の取り組み》

次に、部落差別解消推進に向けた民間企業の取り組みを紹介します。1922年3月に全国水平社が創立されて、本年で 100年になりますが、この間に数多くの民間企業による差別事件（就職差別事件や職場での差別事件など）が生起しています。

これらの差別事件に対しては、部落解放運動によって糾弾闘争が展開されてきました。この結果、差別事件を引き起こした当該企業は反省をし、運動側に若干の取り組みを約束して終結をみますが、しばらくすると別の企業が差別事件を引き起こすという事態が繰り返されてきました。こうしたいわば〈モグラたたき〉のような状態を抜本的に変えることになった闘いが、部落地名総鑑差別事件に対する糾弾闘争です。

◈部落地名総鑑差別事件糾弾闘争

1975年11月に部落地名総鑑差別事件が発覚しました。部落解放同盟大阪府連合会宛てに、大阪市内の企業関係者から匿名の投書があり、部落地名総鑑（地名総鑑）が販売されていることが分かったのです。

大阪府連では、企業関係者の協力を得て地名総鑑の現物を手に入れ、同年12月、記者会見を

行い、部落解放史上最も深刻な差別事件であるとして広く社会にこの問題を訴え、マスコミは無論のこと国会でも重大な問題だとして取り上げられました。

大阪府連が入手した地名総鑑には、全国に存在しているおよそ 5,300 か所にも及ぶ部落の名前、所在地、戸数、主な職業等が府県別に編集されていました。その結果、電話帳のような分厚い出版物で一冊4万5,000円もの値段がつけられていました。

その後の究明活動によって、少なくとも 8種類の地名総鑑が販売され、200 を超す購入者が明らかになってきました。また、販売していたのは興信所・探偵社などの調査業者で、購入者の大半は企業であることが判明してきました。

地名総鑑購入企業に対する確認・糾弾が行われた結果、購入企業の人事担当者自身が根深い差別意識を持っていたこと、また、企業自体が部落出身者を採用しないという方針を持っていたことなどが明らかにされていきました。

◈同和問題に取り組む企業連絡会の結成

200 を超す企業、その中には日本を代表する企業も数多く含まれていたことから、地名総鑑を購入した個々の企業の反省だけで終わらせるのではなく、都府県別に企業の会を組織し、組織的に

部落問題の解決に取り組むことの必要性が指摘されていくことになりました。

こうして、地名総鑑が発覚した大阪において、1978年2月22日、大阪同題企業連絡会が結成（52企業）され、その後、京都、東京、兵庫、愛知など 11都府県・2市で同様の企業連絡会が結成されています（一覧参照）。

同和問題に取り組む全国企業連絡会【2022年度】

2022.7月現在

会名称	結成日	加盟企業数
東京人権啓発企業連絡会	1979.11.26	123企業
千葉人権啓発企業連絡会	1982.06.17	11企業
埼玉人権啓発企業連絡会	1987.04.15	36企業
長野県同和問題企業連絡会	1992.05.07	17企業
愛知人権啓発企業連絡会	1981.02.24	26企業
滋賀人権啓発企業連絡会	1988.09.12	421企業
京都人権啓発企業連絡会	1978.03.22	60企業
兵庫人権啓発企業連絡会	1980.12.01	36企業
鳥取市人権啓発企業連絡会	1990.11.19	76企業
香川人権啓発企業連絡会	1983.03.10	13企業
同和問題の解決をめざす広島企業連絡会	1981.09.01	113企業
福岡市企業同和問題推進協議会	1978.09.28	434企業
大阪同和・人権問題企業連絡会	1978.02.22	137企業

各地に結成された企業連絡会では、①新入社員の合同研修会、②企業のトップ研修会、③部落

解放研究全国集会等への参加、③部落解放・人権政策確立要求中央集会への参加などが取り組まれています。また、毎年12月の人権週間には各地で結成されている企業連絡会が一堂に会し、集会を開催しています。

◈企業内同和問題研修推進員の設置

200を超す企業が地名総鑑を購入していた実態を踏まえ、この問題は、日本の企業総体が持つ部落差別体質を明らかにしているとして、労働省（当時）等に対して、抜本的な取り組みを求めた交渉が積み重ねられました。

この結果、1977年12月、労働省職業安定局長名で、各都道府県知事宛に「企業内同和問題研修推進員設置要綱」が出されました。設置要綱の目的では、「一定規模等の事業所について、企業内同和問題研修推進員の設置を図り、研修推進員に対して、計画的、継続的な研修等を行って、適正な採用、選考システムの確立のために必要な知識を習得させることを目的とするものである」とされました。また、研修推進員を設置する事業所としては、「①常時使用する従業員の数が100人以上である事業所、②100人未満であっても同和関係住民の雇用が充分期待され得る事業所、③就職差別事件またはこれに類する事情を惹起した事業所」と定められました。

なお、この制度は、1996年5月に出された地域改善対策協議会の意見具申の中で、「同和問題を人権問題の重要な柱と捉え人権教育・人権啓発事業に再構築して推進すべき」との指摘されたこと、同年7月の閣議決定「同和問題の早期解決に向けた今後の方向について」においても、「雇用主に対する啓発・指導事業は人権啓発事業に再構築して推進すること」とされたことを受けて、1997年度から公正採用選考人権啓発推進員制度へと名称が変更されました。大阪などでは、この推進員は、25人以上の従業員を有する事業所に設置が求められていて、およそ1万5,000事業所に設置されています。

地名総鑑差別事件に対する糾弾闘争が展開された結果、購入企業が反省し、部落問題に対する取り組みを開始しただけでなく、大阪、京都、東京など各地で部落問題や人権問題に取り組む企業の会が結成されたこと、さらには、全国的には100人以上の従業員を有する事業所に公正採用選考人権啓発推進員が設置されたことは、部落差別を撤廃していく上で、また、日本の企業が人権問題に取り組んでいく上で、歴史的な意義を持っています。

しかしながら、企業連絡会に加盟している企業や、公正採用選考人権啓発推進員を設置している企業による差別事件（例えば 2007年・土地差別調査事件 や 2020年・同企連関連人事部長差別発言事件など）が近年相次いでいて、初心に帰った真剣な取り組みが求められています。

追記：けんぞうの視点⑩を書くにあたって、『部落問題・人権事典』（部落解放・人権研究所（編））を活用させていただきました。

住吉隣保事業推進協会のうごき

ご寄付のお礼

2022年8月1日から 2022年9月30日までにご寄付をいただいたみなさま、ありがとうございました。

福井敏光さん、公表を希望されない方1名

計25,000円

今年度寄付合計額　1,113,107円

【2022年度 ご寄付のお願い】

◆目標金額：150万円

当法人では、総合生活相談（無料法律相談含む）、自主学習支援事業、就労支援事業、居場所・食育事業、識字・日本語教室支援、公益貸室事業、図書事業、人権教育推進事業などを公益目的事業として実施しています。これらは皆様のご寄付によって支えられています（ご寄付は、個人・団体から受け付けています）。いただきましたご寄付は、法人で実施するこれらの公益目的事業の経費、住吉隣保事業推進センターの維持管理に使わせていただきます。わたしたちの取り組みに、ご理解とご協力をぜひお願いします。

なお、公益法人に対してご寄付いただいた方は、税制上の優遇措置を受けられます。寄付額に応じて、個人または法人の所得から一定額が控除されます（くわしくは事務局までご相談ください）。

【ご寄付の方法】

銀行振込、または直接事務局へご持参ください。ご寄付の際には寄付申込書に必要事項をご記入いただきます。

<事務局>住吉隣保事業推進センター
住所：大阪市住吉区帝塚山東5-6-15
電話：06-6674-3732

<振込先口座>

大阪信用金庫　住吉支店（店番号041）
普通口座（口座番号　0115047）
口座名義 公益財団法人住吉隣保事業推進協会

賛助会員を募集しています！

賛助会員を募集しています。加入していただければ、当法人の活動をまとめた機関紙『すみりんニュース』をお送りします。また、当法人主催の指定講座に参加費半額免除でご参加いただけます。

<年会費>個人：3,000円　団体：10,000円

【申し込み方法】

所定の申込用紙に必要事項をご記入の上、年会費と一緒に当法人にご提出ください。

情報を配信しています！

ホームページ

すみよし隣保館で検索

Facebook

すみよし 寿 フェイスブックで検索

Instagram

@sumiyoshi_kotobuki

YouTube

ぜひ、チャンネル登録を